

太陽熱利用温水器の設置補助金制度について

1. 太陽熱利用温水器設置費補助金の目的

安中市太陽熱利用温水器設置費補助金は、太陽熱利用温水器の設置を奨励し、エネルギー消費の節約を図り、もって市民生活の向上に資することを目的としています。

この補助金は、「安中市太陽熱利用温水器設置費補助金交付要綱」に基づいて行われますので、申請をされる方は要綱をご一読いただき、その内容をご理解の上、手続きを行ってください。

2. 補助対象

(1) 補助対象機器

補助の対象となる「太陽熱利用温水器」とは、太陽熱を利用して温水を作り、風呂場、台所等の給湯に用いる一般家庭に備え付けられている温水器をいいます。(※対象は今年度設置分に限りません。)

(2) 補助対象者

- ① 市内に住所を有する者で、自らの居住の用に供する住宅が市内に存し、当該住宅に対象機器を設置した者
- ② 市税を滞納していない者

3. 補助金の交付額

補助対象経費の10パーセントに相当する額とし、上限15,000円。(100円未満切り捨て)

4. 補助金の申請について

(1) 申請受付期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

(土日祝日を除く平日午前8時30分～午後5時15分まで)

※申請期間内であっても、予算額に達した時点で終了となります。

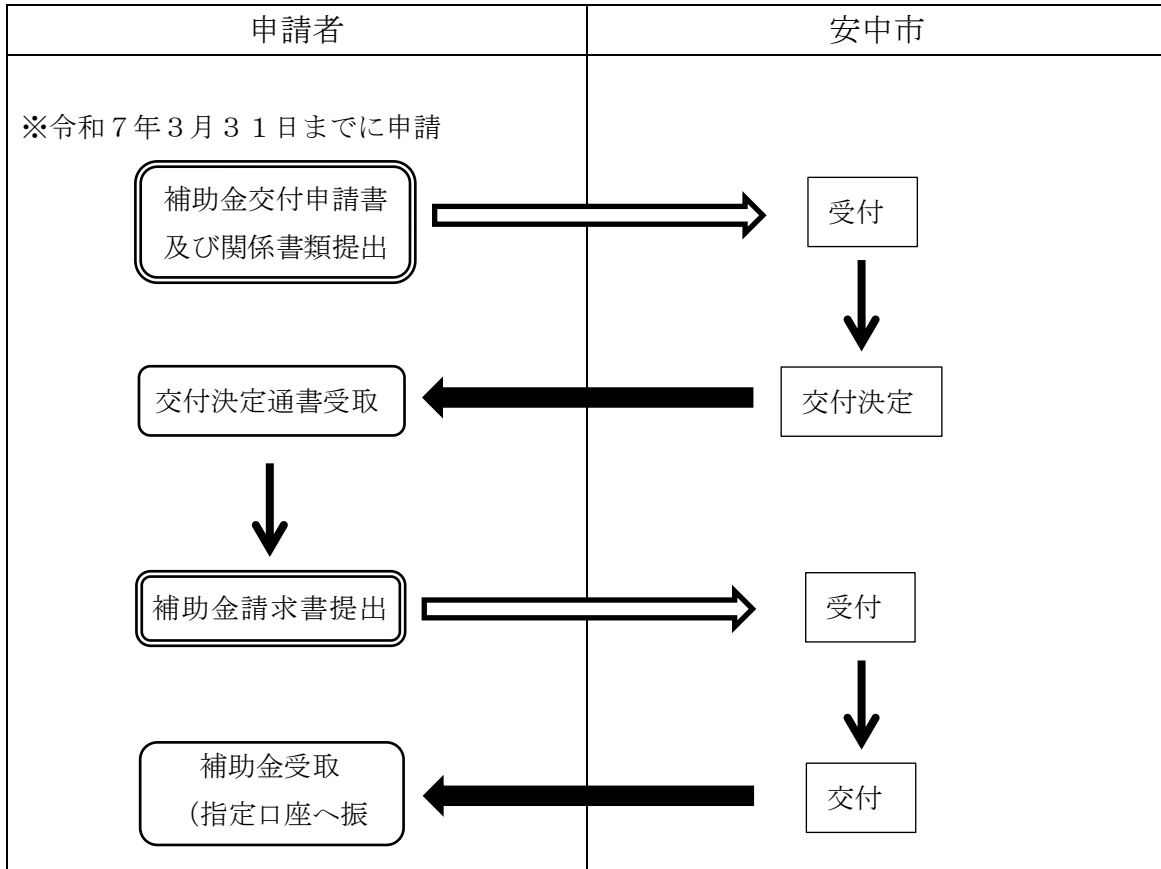
(2) 申請方法

太陽熱利用温水器を設置後、上記申請期間内に太陽熱利用温水器設置費補助金交付申請書に必要事項をご記入の上、関係書類を添えて環境政策課窓口まで提出してください(郵送可)。関係書類が揃っていない場合は受付することができません。

【申請時に必要な関係書類】

- ① 設置費見積書(本体価格と工事費の内訳がわかるもの)の写し
- ② 領収書の写し
- ③ 対象機器の仕様、規格等が判別できる資料(カタログ等)
- ④ 設置場所案内図

【手続きの流れ】



5. 注意事項

- ・補助金の申請は、1対象機器につき1回限りです。
- ・「安中市太陽熱利用温水器設置費補助金交付要綱」の規定に違反したときは、補助金の全部又は一部の取消し、及び返還を求めることがあります

◎郵送提出先

〒379-0192 安中市安中1-23-13
安中市役所 市民環境部 環境政策課 宛

◎問い合わせ先・窓口提出先

安中市役所 市民環境部 環境政策課
〒379-0133 安中市原市65
(碓氷川クリーンセンター内)
電話 027-382-1111 (内線 1883)

